

## 記者傍聴・撮影時における注意事項について

報道機関の皆様による本会議、常任委員会等における記者傍聴・撮影につきまして、円滑な議事進行のため、下記のとおり御留意・御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 1 記者傍聴・撮影をする場合は傍聴証が必要になります。お持ちでない方は22階の議会局で手続きをお願いいたします。（発行に当たっては報道機関であることを示す名刺等の御提出をお願いいたします。）
- 2 一般傍聴者の方との区別のため、記者傍聴・撮影にあたっては、腕章ないし議会局が用意する名札の着用をお願いいたします。
- 3 一般傍聴者が映り込まないように、御配慮をお願いいたします。
- 4 フラッシュ撮影は御遠慮ください。
- 5 撮影（三脚を使用しての撮影等を含む）にあたりましては、あらかじめ室内での撮影位置の指定や上記事項の説明等が必要となりますことから、事前に撮影希望がある場合におかれましては、委員会開催日までに議会局下記担当あてに御連絡いただきますようお願いいたします。
- 6 委員会室におきましては、原則として記者傍聴席からの撮影をお願いしておりますが、画角等の都合により撮影場所を変えられる場合には、室内の職員にお声かけの上、移動や撮影の動作時は議事運営に支障を及ぼすことのないよう、御配慮をお願いいたします。

連絡・問い合わせ先 川崎市議会 議会局総務部庶務課  
電 話：044-200-3354  
F A X：044-200-3953  
メール：98syomu@city.kawasaki.jp